

年金のしくみ



【本資料のご利用にあたっての注意事項等】

- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。

はじめに	年金制度の仕組み	… 1	P.2
Q.1	年金はもらえますか?	… 2	P.3
Q.2	厚生年金はいつからもらえますか?	… 3	P.5
Q.3	国民年金はいつからもらえますか?	… 4	P.7
Q.4	受給開始年齢より早く年金を受け取ることができますか?		P.9
Q.5	「ねんきん定期便」「ねんきんネット」の内容が知りたい。		P.10
Q.6	退職後、雇用保険の失業給付を受給すると厚生年金はどうなりますか?	… 2	P.11
Q.7	60歳以降働く場合、厚生年金はどうなりますか?	… 3	P.13
Q.8	サラリーマン夫婦の年金は、どのようになるのですか?		P.17
Q.9	退職後の健康保険はどうすればいいのですか?	… 1	P.19
Q.10	セカンドライフにかかる税金について教えてください。		P.20
Q.11	年金の手続きはどうすればいいのですか?	… 5	P.21
資料	①福岡県内の年金事務所等一覧		P.27
	②福岡県内のハローワーク(公共職業安定所)一覧		P.30

なお、本冊子の内容については、令和4年4月現在の各法令に基づき作成しております。

動画マーク

- 「年金の仕組みやもらい方」の動画でとりあげています。
- 「退職後の健康保険や定年後働き続ける場合の年金」の動画でとりあげています。

はじめに

年金制度は、複雑でわかりにくいとの声をよく聞きます。
 本冊子では、実用面を重視しわかりやすく解説しています。
 皆さまのセカンドライフの設計に少しでもお役に立てれば幸いです。

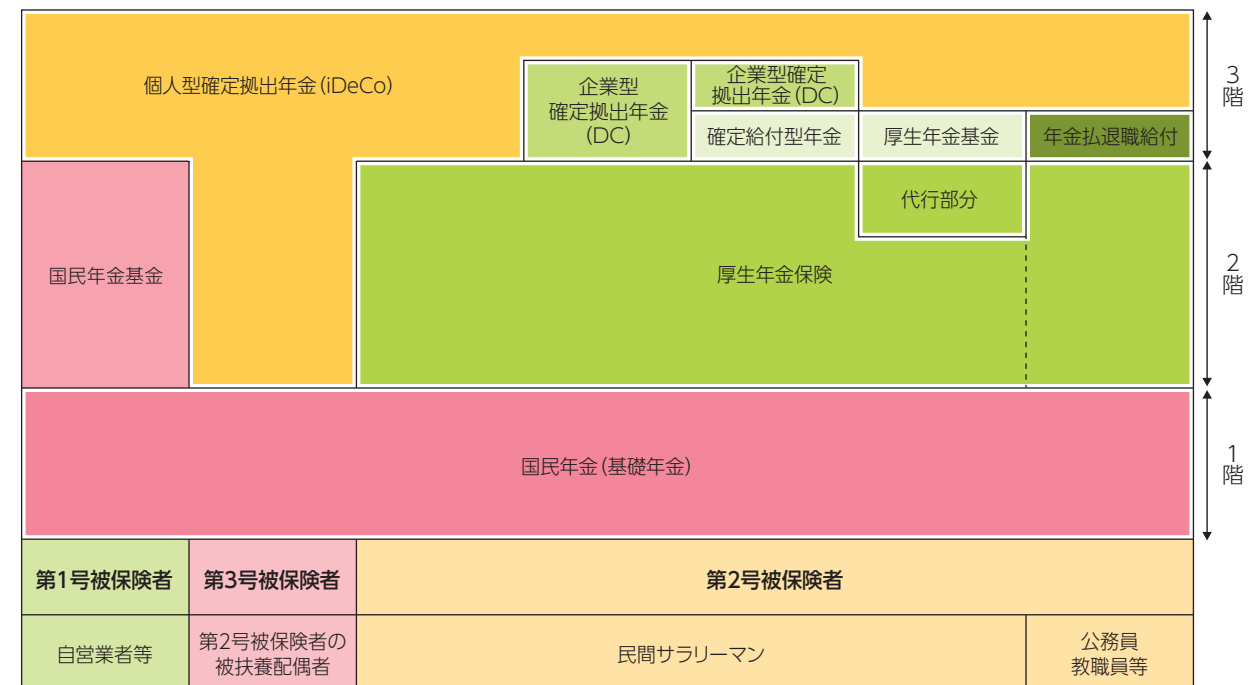
【年金制度の仕組み】

わが国の公的年金制度は、2階建ての年金制度といわれています。
 日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する国民年金を1階部分とし、
 民間の会社にお勤めの方や公務員の方が加入する厚生年金が2階部分となっています。
 また、公的年金制度に上乘せされる3階部分として厚生年金基金などがあります。

***平成29年1月1日から、個人型確定拠出年金(通称:iDeCo)は自営業者(国民年金第1号被保険者)、サラリーマンや公務員(国民年金第2号被保険者)、専業主婦(国民年金第3号被保険者)が、任意で加入することができるようになりました。**

〈公的年金制度の体系〉

平成29年1月1日～



*平成27年10月1日からは「被用者年金一元化法」により、公務員および私立学校教職員も厚生年金に加入することになり、年金の2階部分は厚生年金に統一されました。

1.各種別ごとの年金業務を担当する実施機関は一元化前と同じです。

- 第1号厚生年金被保険者(会社員) ————— 日本年金機構
- 第2号厚生年金被保険者(国家公務員) ————— 国家公務員共済組合連合会等
- 第3号厚生年金被保険者(地方公務員) ————— 地方公務員共済組合連合会等
- 第4号厚生年金被保険者(私学教職員) ————— 日本私立学校振興・共済事業団

2.上記の各実施機関では、従来と同じく「被保険者の資格管理・保険料の徴収・年金の決定・年金証書の発行・年金の支払等」の事務を行います。

Q.1 年金はもらえますか？

A.1 年金のお受け取りには、必要加入年数を満たす必要があります。受給資格を満たしているか、また何歳からどのように受給できるかを下の表でチェックしてみましょう。

※必要加入年数は、平成29年7月まで「25年以上」でした。

加入した年金制度	加入例	必要加入年数	受給開始年齢と請求手続き時期	
厚生年金(共済年金)のみ Q.2へ	民間の会社員・公務員等	10年以上必要 (厚生年金+共済年金の合計でも可)	原則65歳から ① 60歳代前半より受給が開始され段階的に65歳に引き上げられます(P.5)。 ② 雇用保険の失業給付受給中は、厚生年金は全額支給停止となります(P.11)。 ③ 60歳以降お勤めされている間は、給与と賞与により厚生年金は一部、または全額支給停止となる場合があります(P.13)。 * 一度年金請求手続きをしておけば、②、③の終了後には、自動的に厚生年金を受給できます。	
国民年金のみ Q.3へ	自営業・無職・フリーター・ 学生・農業等の方	<保険料を納付した期間※1>と <免除を受けた期間※2>の合計で 10年以上必要	原則65歳から (希望により、60歳～64歳の間に繰上げて減額した年金を、 また、66歳～75歳の間に繰下げて増額した年金を受け取る こともできます(P.7)。	
	お勤め経験のない専業主婦の方 (夫が民間の会社員、公務員等の方)	<保険料を納付した期間※1>、<免除を受けた期間※2>、 <第3号被保険者期間※3>、<カラ期間※4>の合計で 10年以上必要		
国民年金と 厚生年金(共済年金) Q.2、Q.3へ	お勤め(民間の会社員、公務員等)と 自営業(または専業主婦)の両方を 経験された方	国民年金の<保険料を納付した期間※1>、 <免除を受けた期間※2>、<第3号被保険者期間※3>、 <カラ期間※4>、および厚生年金加入期間、 共済年金加入期間の合計で 10年以上必要	厚生年金(共済年金)は 原則65歳から	国民年金は 原則65歳から ① 60歳代前半に請求手続きを行うと、60歳代前半から厚生年金(共済年金)が受給でき、65歳からは、あわせて国民年金を受給できます。 ② ただし厚生年金(共済年金)の加入期間が1年以上ない方は、国民年金と同様に65歳からの受給となります。

国民年金の加入期間の種類

- (※1) 保険料納付済期間：実際に国民年金保険料を納めた期間。
- (※2) 保険料免除期間：法定免除または申請免除によって、保険料納付の免除を受けられた期間。
- (※3) 第3号被保険者期間：昭和61年4月から、サラリーマンの奥さま(20歳～60歳未満に限る)などは、届出をしていれば第3号被保険者として保険料を納めなくても国民年金に加入している扱いになり、年金額に反映します。

- (※4) カラ期間：サラリーマンの奥さまなどで入籍後、昭和36年4月～昭和61年3月までの20歳～60歳になるまでの間、国民年金に任意加入していなかった期間を、加入期間に加えることができます。ただし、カラ期間の部分は年金額には反映されません。
 ※この他にも、海外在住者や厚生年金の一時金を受け取られた方などカラ期間を利用できる方がいらっしゃいますので、詳しくは最寄りの年金事務所でご確認ください。(P.27～28参照)

Q.2 厚生年金はいつからもらえますか？

A.2 厚生年金は今後、生年月日により受給開始年齢が引き上げられていきます。報酬比例部分の年金が受け取れる年齢になりましたら、お手続きが必要です。

1 厚生年金の受給開始年齢

厚生年金被保険者期間(共済組合加入分も含む)が1年以上ある方には当分の間、65歳になるまで「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。受給開始年齢は生年月日により異なります。この「特別支給の老齢厚生年金」は請求を遅らせても、増額することはありません。

生年月日	特別支給の老齢厚生年金					本来支給の老齢厚生年金
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
男性 昭和16年4月1日以前 女性 昭和21年4月1日以前	報酬比例部分の年金					老齢厚生年金
男性 昭和16年4月2日～昭和18年4月1日 女性 昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	定額部分の年金					老齢基礎年金
男性 昭和18年4月2日～昭和20年4月1日 女性 昭和23年4月2日～昭和25年4月1日						
男性 昭和20年4月2日～昭和22年4月1日 女性 昭和25年4月2日～昭和27年4月1日						
男性 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日 女性 昭和27年4月2日～昭和29年4月1日						
男性 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日 女性 昭和29年4月2日～昭和33年4月1日						
男性 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 女性 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日						
男性 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 女性 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日						
男性 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 女性 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日						
男性 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 女性 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日						
男性 昭和36年4月2日以後 女性 昭和41年4月2日以後						老齢厚生年金 老齢基礎年金

* 共済年金に加入した方の受給開始年齢は、性別を問わず厚生年金に加入した男性と同様になります。

◎障がいをお持ちの方・長期加入者の方の特例について

次のいずれかに該当する場合は、特例として本来の受給開始年齢から報酬比例部分と定額部分をあわせた特別支給の老齢厚生年金が受給できます。ただし、被保険者資格を喪失している場合に限りです。

- ① 厚生年金保険の被保険者期間*が44年(528月)以上の方
 - ② 障がいの状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する障がいの程度)にあることを申し出た方
- * 厚生年金の被保険者期間には、日本年金機構が管理する厚生年金期間、共済組合が管理する被保険者期間、私学共済が管理する被保険者期間、それぞれで44年以上ある場合に限りです。

2 厚生年金の年金額

年金見込み額は、毎年日本年金機構から誕生日に送られて来る「ねんきん定期便」で確認できます。令和4年度の定期便では、35歳・45歳・59歳以外の人には圧着式ハガキで送付されます。

■ 令和4年度 定期便「50歳以上 節目年齢以外」 表面(掲載例) 節目年齢…35歳・45歳・59歳

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金(a)		船員保険(c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)				
60月	0月	0月	60月	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険(b)				480月	0月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険計		
420月	0月	0月	420月		480月

3. 老齢年金の種類と見込額(年額) (現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)

受給開始年齢	**歳～	**歳～	64歳～	65歳～
(1) 基礎年金				老齢基礎年金 777,800円
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)*****円	(報酬比例部分)*****円	(報酬比例部分) 907,632円	(報酬比例部分) 907,632円 (定額部分)*****円 (経過的加算部分) 245円
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分)*****円 (定額部分)*****円 (経過的職域加算額(共済年金))*****円	(報酬比例部分)*****円 (定額部分)*****円 (経過的職域加算額(共済年金))*****円	(報酬比例部分)*****円 (定額部分)*****円 (経過的職域加算額(共済年金))*****円	(報酬比例部分)*****円 (定額部分)*****円 (経過的加算部分)*****円 (経過的職域加算額(共済年金))*****円
私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分)*****円 (定額部分)*****円 (経過的職域加算額(共済年金))*****円	(報酬比例部分)*****円 (定額部分)*****円 (経過的職域加算額(共済年金))*****円	(報酬比例部分)*****円 (定額部分)*****円 (経過的職域加算額(共済年金))*****円	(報酬比例部分)*****円 (定額部分)*****円 (経過的加算部分)*****円 (経過的職域加算額(共済年金))*****円
(1)と(2)の合計	*****円		907,632円	1,685,677円

※一般厚生年金期間の報酬比例部分には、厚生年金基金の代行部分を含んでいます。年金見込額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。

64歳から65歳になるまでは、907,632円(年間)受け取る見込みです。

65歳からは、1,685,677円(年間)受け取る見込みです。

- 60歳未満の方は現在の制度に60歳まで継続して加入したと仮定しての見込み額を表示します。
- 60歳以上65歳未満の方は「ねんきん定期便」の作成時点の加入実績に応じて受け取れる見込み額を表示します。
- 「加給年金」「振替加算」(P.17参照)は含まれていません。

正確な年金額は年金事務所です！(P.27～28参照)

正確な年金額は、最寄りの年金事務所でもらうことをおすすめします。

Q.3 国民年金はいつからもらえますか？

A.3 原則は65歳からです。ご希望により早く(繰上げて)もらったり遅らせて(繰下げて)もらったりすることができます。

1 国民年金(老齢基礎年金)の受給開始年齢と受給率(令和4年4月1日より改正)

国民年金(老齢基礎年金)の受給開始年齢は、最高65歳です。ただし、希望により金額が少なくても早く受け取りたい方は、最高60歳まで繰上げて受給できます。また逆に、遅くなくても金額を増やしたい方は、最高75歳まで繰下げて受給できます。この繰下げ受給ができる年齢が、令和4年4月1日に70歳から75歳までに延長されました。

※昭和37年4月2日以降生まれの方から、繰上げ減額率が、1ヵ月あたり0.4%(最大24%)に改正されます。
※昭和37年4月1日以前生まれの方の、減額率は改正前の1ヵ月あたり0.5%(最大30%)のままです。
※繰下げ受給が、75歳まで延長されましたが、延長できるのは昭和27年4月2日以降生まれの方です。

改正前

受給開始年齢	繰上げ受給					原則	繰下げ受給				
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
(0ヵ月)	70.0%	76.0%	82.0%	88.0%	94.0%	100.0%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142.0%
(1ヵ月)	70.5%	76.5%	82.5%	88.5%	94.5%	//	109.1%	117.5%	125.9%	134.3%	//
(2ヵ月)	71.0%	77.0%	83.0%	89.0%	95.0%	//	109.8%	118.2%	126.6%	135.0%	//
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	//	⋮	⋮	⋮	⋮	//
(11ヵ月)	75.5%	81.5%	87.5%	93.5%	99.5%	//	116.1%	124.5%	132.9%	141.3%	//
	←1ヵ月ごとに0.5%減額→						←1ヵ月ごとに0.7%増額(142%上限)→				
分岐点(*)	77歳頃	78歳頃	79歳頃	80歳頃	81歳頃	—	78歳頃	79歳頃	80歳頃	81歳頃	82歳頃

*「分岐点」とは、繰上げまたは繰下げ受給をした場合に、原則どおり65歳から受給する方と受取累計額がほぼ同額となる年齢のことです。

改正後(令和4年4月1日~)

受給開始年齢	繰上げ受給					原則	繰下げ受給									
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
(0ヵ月)	76.0%	80.8%	85.6%	90.4%	95.2%	100.0%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142.0%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184.0%
(1ヵ月)	76.4%	81.2%	86.0%	90.8%	95.6%	//	109.1%	117.5%	125.9%	134.3%	142.7%	151.1%	159.5%	167.9%	176.3%	//
(2ヵ月)	76.8%	81.6%	86.4%	91.2%	96.0%	//	109.8%	118.2%	126.6%	135.0%	143.4%	151.8%	160.2%	168.6%	177.0%	//
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	//	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	//
(11ヵ月)	80.4%	85.2%	90.0%	94.8%	99.6%	//	116.1%	124.5%	132.9%	141.3%	149.7%	158.1%	166.5%	174.9%	183.3%	//
	←1ヵ月ごとに0.4%減額→						←1ヵ月ごとに0.7%増額(184%上限)→									
分岐点(*)	81歳頃	82歳頃	83歳頃	84歳頃	85歳頃	—	78歳頃	79歳頃	80歳頃	81歳頃	82歳頃	83歳頃	84歳頃	85歳頃	86歳頃	87歳頃

※繰上げ受給をした時から、20年10ヵ月後に65歳受給と同額になります。

※繰下げ受給した時と通常に65歳から受給した場合とで、受給総額が逆転するのは繰下げ受給した時から11年11ヵ月後です。(加給年金や振替加算が受給できる場合は、逆転がさらに遅くなります。)

2 繰上げ受給の注意点

国民年金(老齢基礎年金)の繰上げには次のようなデメリットがあります!!

- 繰上げた場合の支給率は生涯変わりません。また、一度繰上げると取り消しや変更はできません。
- 国民年金に任意加入中は、繰上げ受給できません。繰上げ受給後の国民年金任意加入(4国民年金の年金額を増やす方法参照)や国民年金保険料の追納もできなくなります。
- 繰上げ受給を開始した後、一定の障がい状態になっても、障害基礎年金は受給できないことがあります。
- 遺族厚生年金を受け取る場合、65歳になるまではどちらか一方を選択しなければなりません。

3 国民年金(老齢基礎年金)の年金額

令和4年度の満額は、777,800円(年額)です(物価の変動により毎年見直しされます)。これは、原則どおり20歳から60歳になるまでの40年間すべて国民年金の保険料を納付した方が、65歳から受け取る1年間の金額です。お一人おひとりの年金額は次の計算式で求められます。

■国民年金の計算式

$$777,800\text{円} \times \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} (\text{平成21年3月までの免除月数}) + \textcircled{3} (\text{平成21年4月以降の免除月数})}{\text{加入可能年数} \times 12\text{ヵ月}} = \text{A年額} \text{円} \quad \text{A年額} \div 12\text{ヵ月} = (\text{月額} \text{円})$$

- ① … 保険料納付月数
- ② … $\text{全額免除月数} \times \frac{1}{3} + \frac{3}{4} \text{免除月数} \times \frac{1}{2} + \text{半額免除月数} \times \frac{2}{3} + \frac{1}{4} \text{免除月数} \times \frac{5}{6}$
- ③ … $\text{全額免除月数} \times \frac{1}{2} + \frac{3}{4} \text{免除月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額免除月数} \times \frac{3}{4} + \frac{1}{4} \text{免除月数} \times \frac{7}{8}$

*加入可能年数は、昭和16年4月2日以降生まれの方から、40年です。
※サラリーマンの奥さまなど、通常65歳より振替加算が加算される場合があります。(P.17参照)
(ただし、生年月日が昭和41年4月1日以前生まれの方に加算)

4 国民年金の年金額を増やす方法

■国民年金の任意加入 令和4年度

60歳から65歳になるまでの間、加入期間40年を満たすまで、国民年金に任意加入することができます。

(事例) 1年間、任意加入した場合	保険料総額: 16,590円×12ヵ月=199,080円
	増加年金額: 777,800円×12ヵ月/480月=19,445円

*65歳から受給すれば10年3ヵ月(75歳3ヵ月)で受給額が納付額を上回ります。

■付加年金

65歳になるまで任意加入で国民年金を納付している間、付加年金に任意加入することができます。

(事例) 1年間、付加年金を納付した場合	保険料総額: 400円×12ヵ月=4,800円
	増加年金額: 200円×12ヵ月=2,400円

*付加保険料をあわせて納付すると9年4ヵ月(74歳4ヵ月)で受給額が納付額を上回ります。

◎どちらも手続きは年金手帳と印鑑を持参のうえ、市区町村役場で行います。

Q.4

受給開始年齢より早く年金を受け取ることができますか？

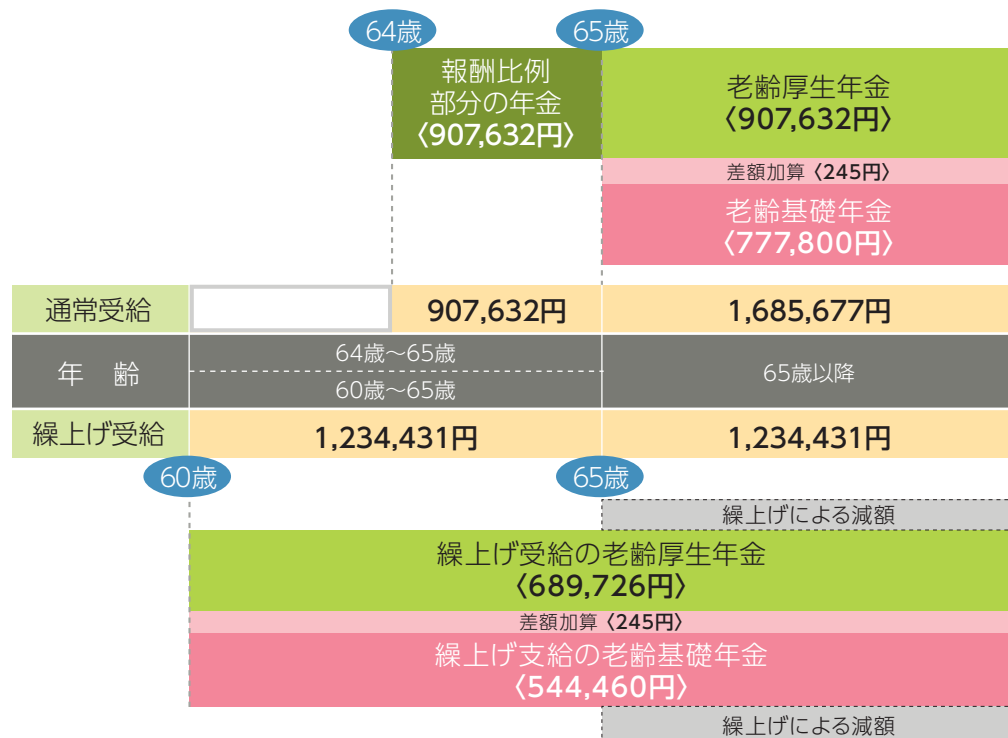
A.4

昭和28年(女性は昭和33年)4月2日以降に生まれた方の特別支給の老齢厚生年金は61歳以後に支給開始となりますが、希望すれば60歳から受給開始年齢前の前月までの間に繰上げて受け取ることができます。当初の年金額が多くなるというメリットもありますが、いくつかのデメリットもあります。(下記注意点およびP.8参照)

例) 昭和34年5月生まれ
A男さんの場合

厚生年金35年(平成15年3月まで、20年、平均標準報酬月額30万円)
(平成15年4月以降、15年、平均標準報酬額40万円)
国民年金5年

※配偶者がいることで加算される加給年金額を除いた場合の金額の目安です。



*報酬比例部分開始年齢以降は厚生年金の繰上げ受給はできませんが、希望するといつでも国民年金(老齢基礎年金)の繰上げ受給をすることができます。(P.7参照)

繰上げ受給の老齢厚生年金を請求する際の注意点

- ◎報酬比例部分の年金のみの繰上げ請求はできず、必ず国民年金(老齢基礎年金)と併せて繰上げ請求する必要があります。よって国民年金を繰上げた場合のデメリット(P.8参照)も十分に考慮ください。
- ◎繰上げた報酬比例部分の年金は、雇用保険(失業給付)を受給すると停止となります。(P.11参照)
- ◎繰上げた報酬比例部分の年金は、厚生年金に加入して働いた場合、在職老齢年金として調整の対象となります。(P.13参照)

◎老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ支給制度について

65歳から老齢年金を受け取ることができる方が、65歳から受け取らずに66歳以降75歳までの間に支給の繰下げ申し出をした場合は、申し出した翌月分から増額された老齢年金を受け取ることができます。(P.7参照)

*昭和17年4月2日以降生まれの方は、「老齢基礎年金」「老齢厚生年金」の両方共、あるいは別々に繰下げすることができます。

Q.5

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」の内容が知りたい。

A.5

毎年、日本年金機構から誕生月に厚生年金・国民年金現役加入者に送られてくる「ねんきん定期便」では、加入記録や年金見込み額などが確認できます。さらに「ねんきんネット」では24時間いつでもご自宅のパソコンやスマートフォンで自分の年金記録を確認できます。

1 「ねんきん定期便」で、お名前やご住所、年金の加入記録などに漏れや誤りがないかどうかチェックしましょう。

35歳、45歳、59歳の節目年齢に届く「ねんきん定期便」

それまでの加入記録に加え、すべての納付状況の詳細が通知されます。

直近一年分の納付状況などが通知されます。

それ以外の方へ届くハガキ版「ねんきん定期便」

▼50歳以上 節目年齢以外

年月(和暦)	厚生年金(現役・非課税)納付状況	加入区分	標準報酬額(円)	標準報酬率(%)	保険料納付額
00年 01月	納付済				
00年 02月	納付済				
00年 03月	納付済				
00年 04月	納付済				
00年 05月	納付済				
00年 06月	納付済				
00年 07月	納付済				
00年 08月	納付済				
00年 09月	納付済				
00年 10月	納付済				
00年 11月	納付済				
00年 12月	納付済				
00年 01月	未納				

2 「ねんきんネット」のご利用方法

- ご利用にはユーザーIDの取得が必要です。

登録はこちら! 「ねんきんネット」サービス

詳しくは「ねんきんネット」で検索

- ご自身の基礎年金番号がわかるものを準備
- 登録画面に必要な事項を入力
- ⇒お申し込み後、ユーザーIDをお知らせするハガキが郵送(5日間程度かかります)

3 「ねんきんネット」のサービス

- 最新の年金加入記録の確認
- 持ち主不明の年金記録検索
- ライフプランにあわせた年金見込み額の試算
- 「年金振込通知書」等の確認
- 電子版「ねんきん定期便」の配信
- 追納、後納等可能月数と金額の確認

ねんきん定期便・ねんきんネットについてのお問い合わせは

TEL 0570-058-555 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は、TEL 03-6700-1144 (一般電話)

受付時間

平日(原則月曜日以外) / 8:30~17:15
月曜日(休日明けの初日) / 8:30~19:00
第2土曜日 / 9:30~16:00

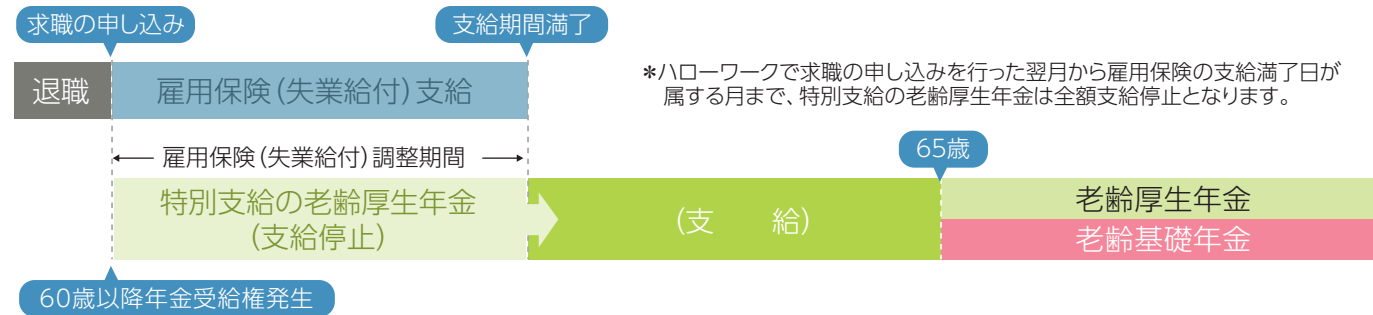
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

Q.6 退職後、雇用保険の失業給付を受給すると厚生年金はどうなりますか？

A.6 厚生年金は全額支給停止になります。失業給付が終了すれば、厚生年金は受給できます。

1 失業給付と厚生年金の関係

雇用保険の失業給付を受給している間、厚生年金は支給停止になりますが、雇用保険の手続き時期に年金のご請求時期も到来している場合、年金請求手続きを済ませておくことで、年金をスムーズにお受け取りになれます。



2 退職後に受け取る失業給付(離職時の年齢:60歳~)

雇用保険の失業給付の金額は、離職日前6か月の賃金総額から算出した賃金日額をもとに1日あたりの給付額(基本手当日額)が決定されます。(失業給付は非課税です。)雇用保険は再就職が決まるまでの生活設計のつなぎ資金です。どの程度受け取れるか、おおよその目安をつかんでおきましょう。次に説明する①~③を参考にしてください。

①〈賃金日額〉

$$\text{離職日前6ヵ月間の賃金総額} \div 180\text{日} = \text{賃金日額}$$

②〈基本手当日額〉… 1日いくら給付額となるのか？

(令和3年8月~令和4年7月)

賃金日額	2,577円未満	2,577円以上 4,970円未満	4,970円以上 11,000円以下	11,000円超 15,770円以下	15,770円超
給付率	—	80%	80%~45%	45%	—
基本手当日額	2,061円(下限額)	2,061円~3,975円	3,976円~4,950円	4,950円~7,096円	7,096円(上限額)

*毎年8月に見直しがあります。

③〈所定給付日数〉… もらえる日数

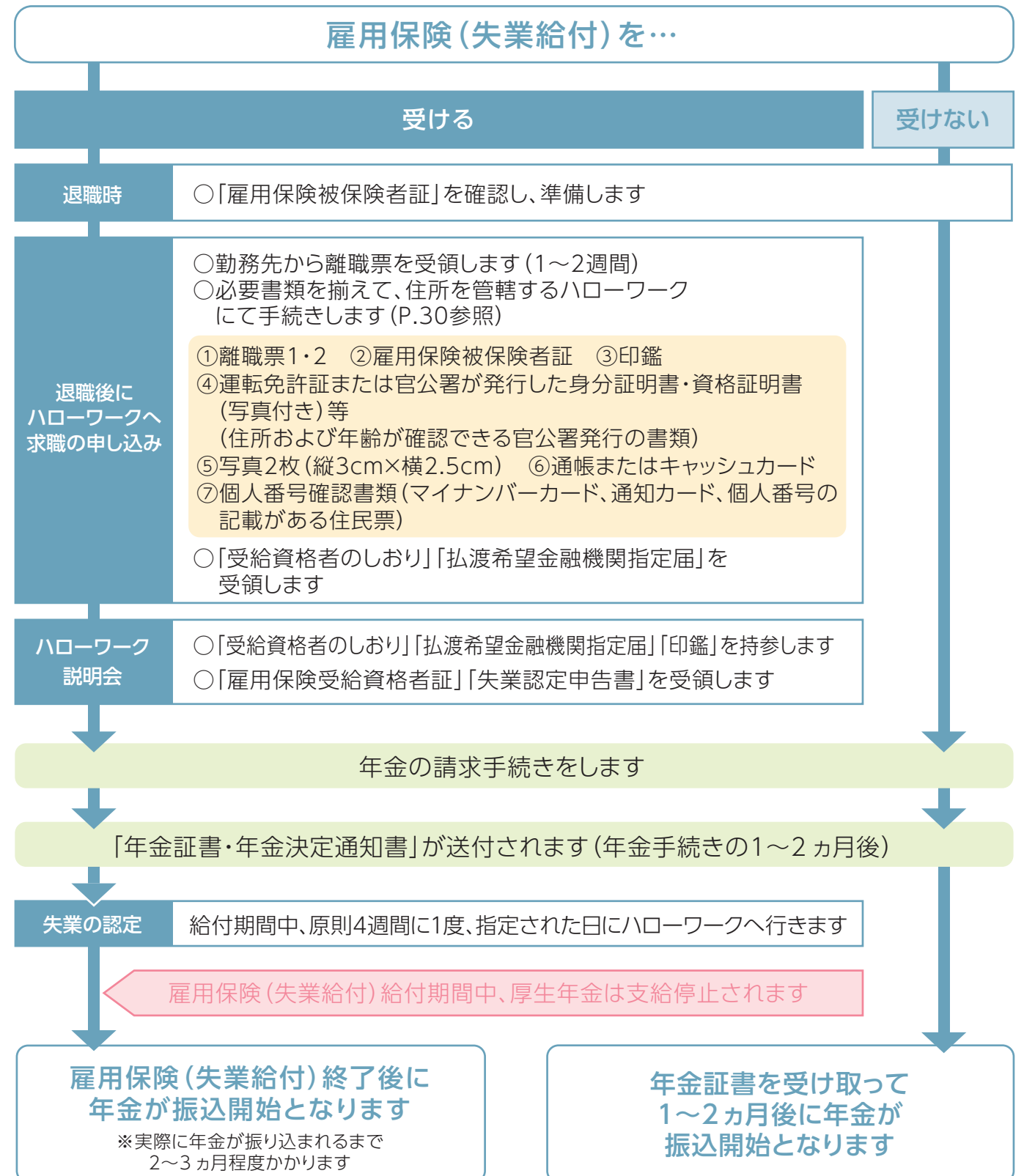
(令和3年8月 現在)

被保険者期間 退職年齢	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
60歳~64歳	90日(90日)	90日(150日)	90日(180日)	120日(210日)	150日(240日)
65歳以上	30日分		50日分		

*()内は会社都合による退職の場合

*65歳以上で退職したときは一時金で支給(高年齢求職者給付)

3 失業給付の手続きと年金請求までの流れ



Q.7 60歳以降働く場合、厚生年金はどうなりますか？

A.7 引き続き厚生年金に加入した場合、給与と賞与と、年金の月額に応じ一部または全額支給停止となることがあります。これを「在職老齢年金」といいます。

1 在職老齢年金の仕組み

在職老齢年金は、1ヵ月あたりの収入（総報酬月額相当額と基本年金月額の合計）が一定の額を超えると、年金の一部または全部が支給停止になります。支給停止となる一定の額を「基準額」といいます。

「基準額」は、令和4年4月から65歳未満の基準額が65歳以上と同額の47万円となりました。

令和4年3月まで：28万円 → 令和4年4月から：47万円

■在職老齢年金の支給停止額(月額)

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{その月の標準報酬月額} + \frac{\text{その月以前1年間の標準賞与額の合計額}}{12\text{ヵ月}}$$

*標準賞与額とは賞与の1,000円未満の端数を切り捨てた額をいいます。(1回の賞与につき、150万円を上限とします。)

$$\text{基本月額} = \frac{\text{特別支給の老齢厚生年金額 または 老齢厚生年金の報酬比例部分年金額}}{12\text{ヵ月}}$$

総報酬月額相当額 + 基本月額 = 47万円以下の場合 → **支給停止額0円 (年金は全額支給)**

総報酬月額相当額 + 基本月額 = 47万円を超える場合 → **超えた金額の $\frac{1}{2}$ が支給停止**

*老齢厚生年金に加給年金が加算されている場合、加給年金額を除いて計算します。

*加給年金は、報酬比例部分が一部でも支給される場合に加算されます。

※60歳以降、厚生年金に未加入で働く等勤務形態によっては年金の支給制限を受けないこともあります。

■厚生年金加入のメリット

- ◎加入期間が増えることで、退職後の年金額も増額します。
- ◎同時に健康保険に加入することになります。
- ◎65歳になるまでは、60歳未満の被扶養配偶者が60歳になるまでの間は、配偶者は国民年金第3号被保険者となり、国民年金保険料を納付する必要はありません。

2 年金額を算出してみましょう

65歳未満(特別支給の老齢厚生年金)の計算例

特別支給の老齢厚生年金額96万円、標準報酬月額26万円、賞与が過去1年間に72万円支給されている場合

令和4年3月まで

○総報酬月額相当額 260,000円 + 60,000円 = 320,000円

○基本月額 960,000円 ÷ 12ヵ月 = 80,000円

●支給停止額 …… (320,000円 + 80,000円 - 280,000円) × $\frac{1}{2}$ = 60,000円

●年金支給額 …… 80,000円 - 60,000円 = 20,000円

60,000円(支給停止)
20,000円(一部支給)

令和4年4月以降

○総報酬月額相当額 260,000円 + 60,000円 = 320,000円

○基本月額 960,000円 ÷ 12ヵ月 = 80,000円

●支給停止額 …… (320,000円 + 80,000円) < 470,000円: 支給停止額0円

●年金支給額 …… 全額支給: 80,000円

全額支給
80,000円

※今まで、在職老齢年金で一部支給停止となっていた方も、全額支給される場合があります。

65歳以上(老齢厚生年金)の計算例

老齢厚生年金額132万円、老齢基礎年金額72万円、標準報酬月額32万円、賞与が過去1年間に60万円支給されている場合

○総報酬月額相当額 320,000円 + 50,000円 = 370,000円

○基本月額(老齢厚生年金) 1,320,000円 ÷ 12ヵ月 = 110,000円

●支給停止額 …… (370,000円 + 110,000円 - 470,000円) × $\frac{1}{2}$ = 5,000円

●年金支給額 …… 110,000円 - 5,000円 = 105,000円

○老齢基礎年金額 720,000円 ÷ 12ヵ月 = 60,000円

5,000円(支給停止)
105,000円(一部支給)
全額支給
60,000円

老齢厚生年金
老齢基礎年金(*)

※年金支給総額(月額) : 老齢厚生年金 + 老齢基礎年金
= 105,000円 + 60,000円 = 165,000円

*老齢基礎年金は在職による支給停止の対象となりません。

3 60歳以上65歳未満の在職者に「高年齢雇用継続基本給付金」

60歳以降、再雇用・継続雇用でお勤めされる場合、給与は大幅ダウンすることがよくあります。こんな時に利用したいのが「高年齢雇用継続基本給付金」です。

次の要件を満たすと、
60歳から65歳になるまでの間
給付金が支給されます。

- ① 雇用保険に5年以上加入している
- ② 60歳以降も勤務し、雇用保険に加入している
- ③ 被保険者が60歳～64歳である
- ④ 給与が、60歳時と比べ75%未満に低下している

支給額は

給与が61%以下に低下したとき → 低下後の給与の15%相当額
 給与が75%未満61%超のとき → 低下割合に応じて減額

ただし、給付金と低下後の給与との合計「360,584円」が給付金の限度となります。
 (令和3年8月～令和4年7月)

在職老齢年金
との調整

高年齢雇用継続基本給付金が支給されると、在職老齢年金の支給停止に加えて、年金が支給停止されます。

61%以下に低下したとき → 標準報酬月額 × 6%が支給停止
 75%未満61%超のとき → 標準報酬月額 × 下表の支給停止率

手続きは → 事業所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)(P.30参照)で、2ヵ月ごとの手続きとなります。

給与の低下割合による給付金の支給率と年金の停止率

給与割合	支給率	停止率	給与割合	支給率	停止率	給与割合	支給率	停止率
75.00%以上	0.00%	0.00%	70.00%	4.67%	1.87%	65.00%	10.05%	4.02%
74.00%	0.88%	0.35%	69.00%	5.68%	2.27%	64.00%	11.23%	4.49%
73.00%	1.79%	0.72%	68.00%	6.73%	2.69%	63.00%	12.45%	4.98%
72.00%	2.72%	1.09%	67.00%	7.80%	3.12%	62.00%	13.70%	5.48%
71.00%	3.68%	1.47%	66.00%	8.91%	3.56%	61.00%以下	15.00%	6.00%

特別支給の老齢厚生年金額96万円、標準報酬月額26万円、賞与が過去1年間に72万円
 60歳時の給与44万円と比較して大幅に低下したため高年齢雇用継続基本給付金を受ける場合

- 総報酬月額相当額 260,000円 + 60,000円 = 320,000円
- 基本月額 960,000円 ÷ 12ヵ月 = 80,000円
- 支給停止額 …… (320,000円 + 80,000円) < 470,000円: 支給停止額 0円
- 年金支給額 …… 全額支給: 80,000円
- 高年齢雇用継続基本給付金 260,000円 × 15% = 39,000円
- 支給停止額 …… 260,000円 × 6% = 15,600円
- 年金支給額 …… 80,000円 - 15,600円 = 64,400円

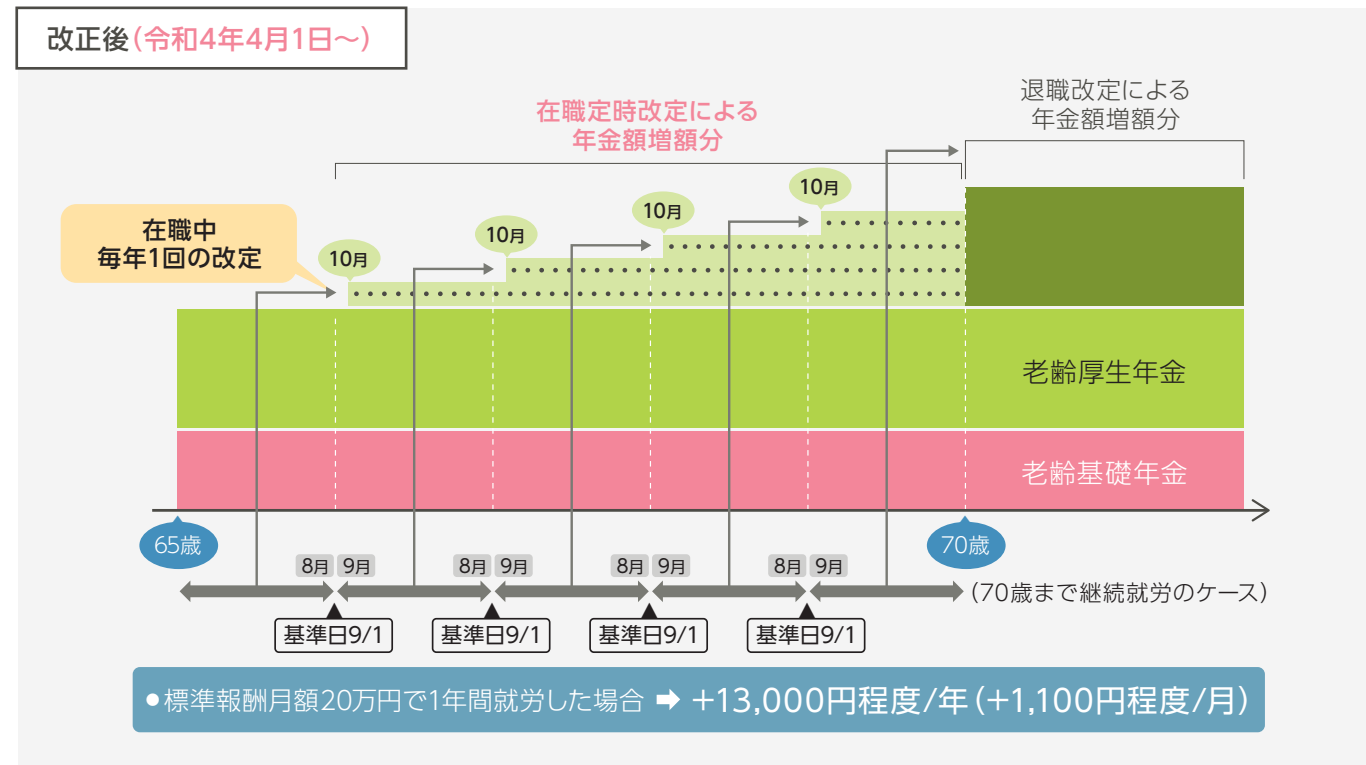
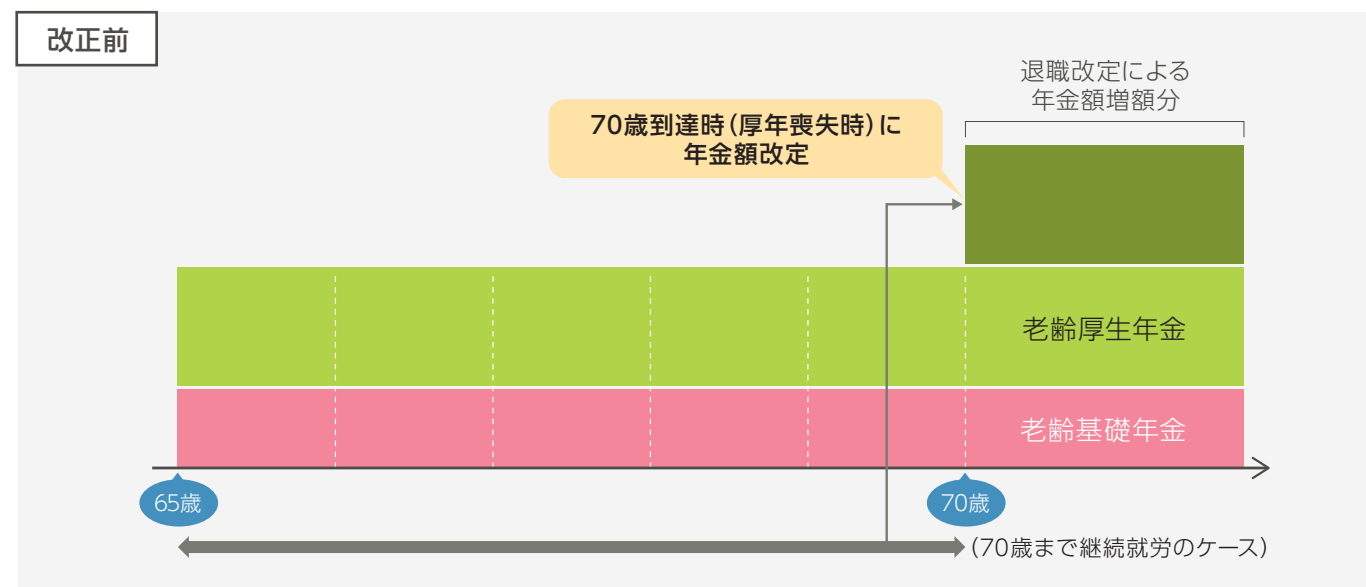


4 65歳以上70歳未満の在職者に「在職定時改定」

従来、65歳以上の在職者で厚生年金に加入している場合、老齢厚生年金の年金額が再計算されるのは、「退職した時」または「70歳に到達した時」でした。(退職改定)

「在職定時改定」は、65歳以上で仕事を継続しながら厚生年金に加入している場合に、毎年1回、決まった時期に年金額が改定される仕組みです。(令和4年4月1日より導入)

毎年9月1日(基準日)の時点で、厚生年金の被保険者である場合、前月の8月までの加入実績に応じて10月分から年金額が改定されます。
 実際には、10月分の年金額は、12月に支払われます。



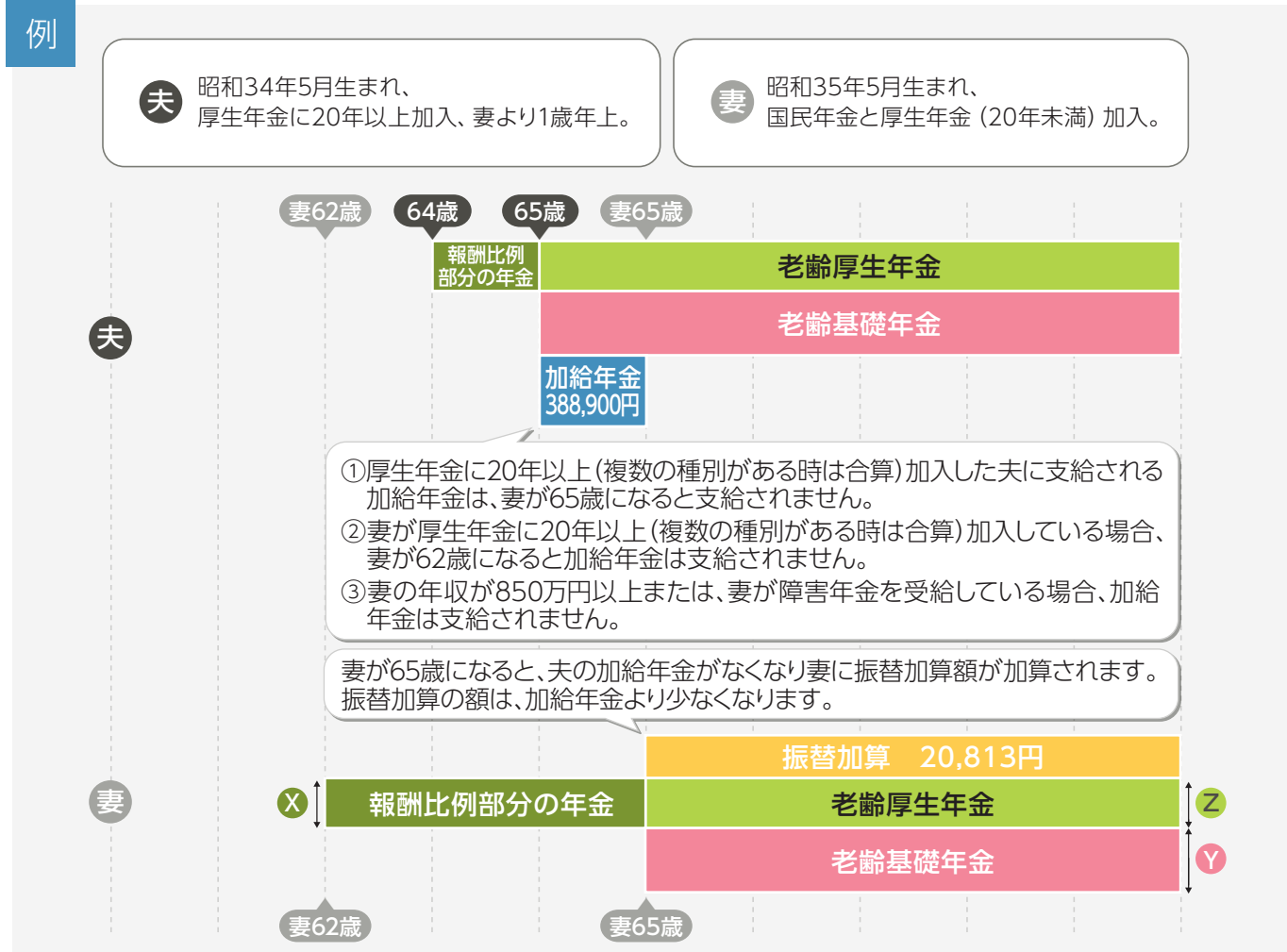
出典:年金制度改革法(令和2年法律第40号)が成立しました(厚生労働省)(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html)、日本年金機構「老齢年金ガイド」(<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/LK03.pdf>)を参考に作成。

Q.8 サラリーマン夫婦の年金は、どのようになるのですか？

A.8 妻が65歳になったとき、夫の加給年金が妻の年金に振り替えられる振替加算や、夫に先立たれた場合に受け取れる遺族年金などがあります。

1 「加給年金」と「振替加算」

加給年金は扶養手当のようなものです。だれにでも支給されるわけではなく、夫婦の年金加入期間の長短、年齢などで決まります。



配偶者がいる場合の加給年金額 加給年金223,800円+特別加算165,100円

受給権者の生年月日	年 額
昭和18年4月2日以降	388,900円

*加給年金は配偶者の他に、子に対する加給年金があります。(子とは18歳になった後の最初の3月31日までの子、障がい状態にある20歳未満の子をいいます)

振替加算額 振替加算の金額は次のとおりです。(一部抜粋)

生年月日	振替加算額	生年月日	振替加算額
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	80,568円	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	44,760円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	74,525円	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	38,717円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	68,707円	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	32,899円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	62,664円	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	26,856円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	56,621円	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	20,813円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	50,803円	昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	14,995円

*昭和41年4月2日以降生まれの方には支給されません。

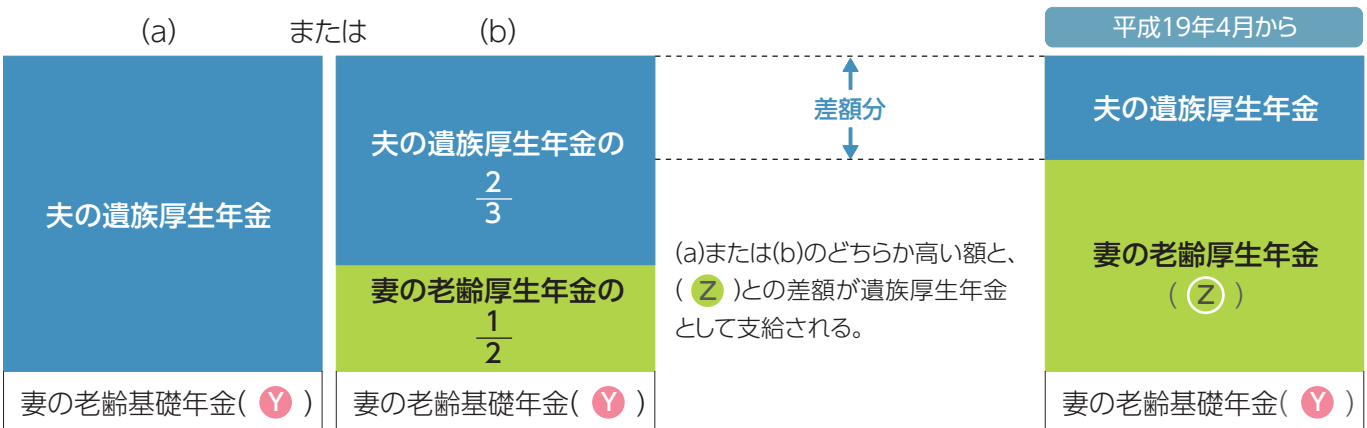
2 万が一、夫が死亡した場合の遺族年金

万が一、夫に先立たれた場合は、妻に遺族年金が支給されます。中高齢寡婦加算(支給要件あり)が加算される妻が65歳になると、経過的寡婦加算に変わりますが、昭和31年4月2日以降生まれの妻には支給されません。



厚生年金を受給している夫(原則25年以上被保険者期間がある方)やサラリーマン(厚生年金加入中)の夫が死亡した場合、一定範囲の遺族(妻がいれば妻)に遺族厚生年金が支給されます。妻が遺族厚生年金(上記遺)を受給できる場合、妻自身の年金(左頁妻)との関係は、次のとおりです。

妻が65歳未満	遺族厚生年金(A)または、妻自身の特別支給の老齢厚生年金(左頁X)どちらか一方を選択します。
妻が65歳以上	① 妻自身の老齢基礎年金(Y)は必ず支給されます。
	② 妻自身の老齢厚生年金(Z)が(a)または(b)より少ない場合、差額分が遺族厚生年金として支給されます。



*平成19年4月1日前に遺族厚生年金の受給権を取得している昭和17年4月1日以前生まれの方は、制度変更の対象になりません。

正確な年金額は年金事務所です!(P.27~28参照)

正確な年金額は、最寄りの年金事務所で算出してもらうことをおすすめします。

Q.9 退職後の健康保険はどうすればいいのですか？

A.9 主に3つの方法のうち、いずれかをご自分で選択することになります。保険料を十分確認されたうえでの手続きが必要です。

● 退職後の健康保険

健康保険の種類には、お勤め時に加入していた健康保険(共済組合)の任意継続制度に加入する方法や、一般の国民健康保険に加入する方法、ご家族が加入している健康保険の被扶養者になる方法などがあります。

■健康保険の選択肢と手続き

(令和4年4月 現在)

種類	健康保険の任意継続		国民健康保険	ご家族の健康保険の被扶養者												
	組合健保	協会けんぽ	一般	ご家族加入の健康保険												
加入資格	退職前に継続して2ヵ月以上(共済組合は1年以上)加入期間があること		国内に住所のある方	年収が130万円(60歳以上は180万円)未満であること												
加入期間	最長2年間		—	—												
手続き期限	退職日の翌日から20日以内 (ただし、共済組合は退職日から20日以内)		健康保険が終了した日の翌日から14日以内	原則、退職日の翌日から5日以内												
保険料 <small>※64歳までは、介護保険料を含んだ金額です。</small>	退職時の保険料を全額自己負担する。 ただし、上限があります。 (協会けんぽは、都道府県で異なります) <small>(協会けんぽ: 上限月額)</small>		全額自己負担 主に前年の所得に基づいて算出 (各市町村で上限額が定められています)	自己負担はありません												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>64歳まで</th> <th>65歳以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡県</td> <td>35,550円</td> <td>30,630円</td> </tr> <tr> <td>佐賀県</td> <td>37,920円</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>36,330円</td> <td>31,410円</td> </tr> <tr> <td>熊本県</td> <td>36,270円</td> <td>31,350円</td> </tr> </tbody> </table>				64歳まで	65歳以降	福岡県	35,550円	30,630円	佐賀県	37,920円	33,000円	長崎県	36,330円	31,410円
	64歳まで	65歳以降														
福岡県	35,550円	30,630円														
佐賀県	37,920円	33,000円														
長崎県	36,330円	31,410円														
熊本県	36,270円	31,350円														
医療費の自己負担割合	70歳未満は3割 70歳以上75歳未満は2割 ^(※) 75歳以上は1割 ^(※) <small>(※) 現役並みの所得者は3割</small>															
手続き場所	健康保険組合	全国健康保険協会支部 (協会けんぽ)	市区町村役場	ご家族の勤務先												

Q.10 セカンドライフにかかる税金について教えてください。

A.10 年金は、所得税法の規定により「雑所得」として所得税がかかります。退職金にも、「退職所得」として所得税がかかります。

1 年金にかかる税金

年間に受け取る年金額が一定額以上の方については、各支払期に支払われる年金額から所得税法の規定により「雑所得」として税率5.105%が源泉徴収されます。ただし年金にかかる所得税には各種の控除がありますので、各種控除を受けたうえで一定額に満たない場合は源泉徴収されません。

■収入が年金だけの場合の非課税範囲

年齢	税金のかからない年金額	
	単身者	控除対象配偶者有り
65歳未満	年額 108万円未満	年額 156万円未満
65歳以上	年額 158万円未満	年額 201万円未満

*各種控除を受けるためには、毎年10月下旬に日本年金機構から送付される「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」を提出していただく必要があります。返送されない場合は各種控除が受けられず、ご提出いただいた場合と比べて多くの所得税が源泉徴収される場合がありますのでご注意ください。各種控除に該当しない場合は、提出されない場合でも源泉徴収税額に差はありません。

【注意】障がいまたは死亡により支給される障害年金や遺族年金は非課税となっています。

2 退職金にかかる税金

退職金にかかる税金は、長年の慰労金といったことへの配慮もあり、その他の所得とは区別され税率は優遇されます。一時金で受け取る場合、退職金への税金は退職時に「**退職所得の受給に関する申告書**」を会社に提出していれば支払時に源泉徴収され完了します。しかし、提出していない場合は一律20.42%で源泉徴収されるため**確定申告**で精算することになります。また、退職所得控除額の最低額は80万円です。

〈退職所得金額の計算〉

$$\left(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \right) \times \frac{1}{2}$$

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(下限額80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年) + 800万円

* 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げて計算します。

〈退職金にかかる税金の目安〉(所得税・住民税合算)

勤続年数 \ 退職金額	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
20年	151,000円	628,200円	1,388,700円	2,196,600円
22年	45,300円	466,300円	1,175,700円	1,962,300円
24年	0円	324,800円	962,800円	1,727,900円
26年	0円	211,400円	749,900円	1,510,400円
28年	0円	105,700円	547,100円	1,297,400円
30年	0円	0円	405,700円	1,084,500円
40年	0円	0円	0円	226,500円

Q.11 年金の手続きはどうすればいいのですか？

A.11 受給開始年齢の3ヵ月前になると、実施機関(日本年金機構・各共済組合)から、手続き用紙など、年金の手続きに関する案内が送られてきます。

1 年金の手続きに関する案内

厚生年金に加入された方

厚生年金の加入期間が1年以上ある方

受給開始年齢の3ヵ月前に
手続き用紙となる「年金請求書」など、
手続きに関する案内が送られてきます。

重要書類 在中
日本年金機構
提出はお近くの年金事務所へ！
【お申し込みダイヤル】0570-05-1165

受給開始年齢を迎えたら、同封されている
手続き用紙などに必要事項を記入し添付
書類を添えてご自分で請求手続きを行います。

国民年金のみに加入された方

または厚生年金の加入期間が1年未満の方

60歳になる3ヵ月前に年金に関する
「お知らせ(ハガキ)」が送られてきます。

老齢年金のお知らせ
65歳から老齢基礎年金の受給権(年金を受ける権利)が発生します。また、厚生年金保険の加入期間がある方は同時に老齢厚生年金給付も発生します。
65歳になる3ヵ月前に、年金を受け取るために必要な「年金請求書」をお送りいたします。

年金に関するお知らせ
日本年金機構
国民年金の任意加入について
国民年金では、65歳前の加入時期に保険料の免除や未納などの期間がある場合、満額の老齢基礎年金が受け取れません。年金を満額に近づけたい方は、65歳から69歳までの間、任意加入することができますので、お近くの年金事務所やお住まいの市区町村にご相談ください。

国民年金のお受け取り年齢は原則65歳となるため、手続きも65歳になってからとなります。(手続き用紙も65歳になる3ヵ月前に送られてきます)

年金の請求手続きはお誕生日の前日からできます。

請求手続きのポイント

- 年金の請求手続きには年金請求書(P.23~25参照)が必要です。これを提出しないと年金は受け取れません。
- 年金の請求手続きは、一日仕事。事前の準備を忘れずに。また年金事務所の受付時間等は事前にご確認ください。(P.27~28参照)

2 年金の請求手続きに必要なもの

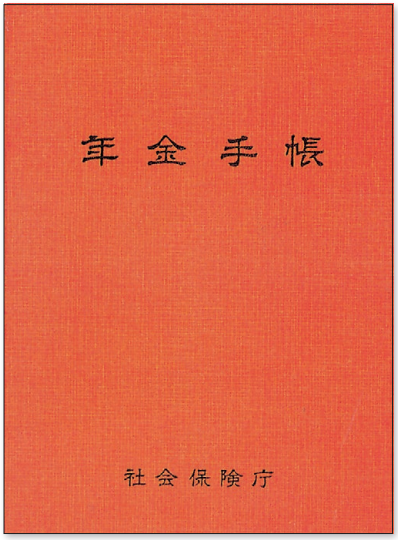
添付書類は、必要に応じて様々です。手続き間近になって慌てることのないように、前もって確認されておくと安心です。

* 戸籍謄本・住民票は、年金請求時期のお誕生日の前日以降、かつ、年金請求書提出日の6ヵ月前以降に交付されたものをご用意ください。

- 必要なもの(ただし、○は必要に応じて添付)
- 年金請求書
 - 住民票・ご家族全員記載のもの(できるだけ個人番号の記載があるもの)
 - 戸籍謄本
 - 所得証明書(本人・配偶者)
 - 年金手帳(ご夫婦とも必要)
 - 年金証書(本人・配偶者)
 - 雇用保険被保険者証写し
 - 受取先金融機関の通帳またはキャッシュカード
 - 雇用保険受給資格者証
 - 個人番号カード(マイナンバーカード)またはマイナンバー通知カード
 - 身分証明書(運転免許証・パスポートなど写真付のもの) など

年金請求に関する書類の一例

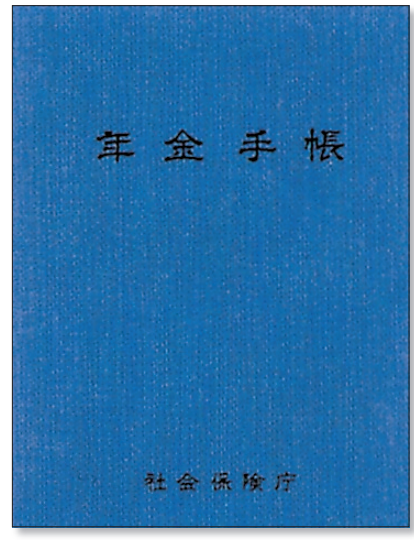
国民年金・厚生年金共通の年金手帳



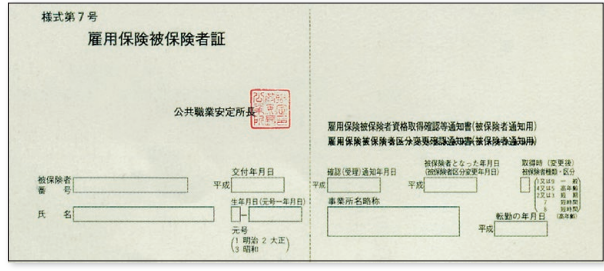
基礎年金番号通知書



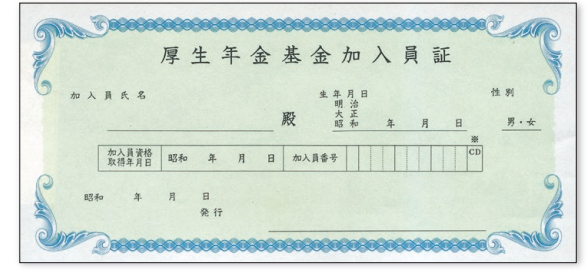
新年金手帳(平成9年以降)



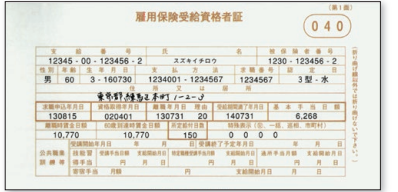
雇用保険被保険者証



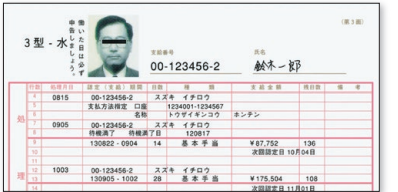
厚生年金基金加入員証(一例)



雇用保険受給資格者証 (裏面)



年金証書(一例)



年金証書(一例)



※公務員共済独自項目・私学共済独自項目が追加されました。
※旧共済年金(第2号、第3号、第4号厚生年金)の期間がある方の年金請求書は27ページ(裏表紙)までです。

公務員共済独自項目
退職一時金受給額の返還に係る項目
あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額
希望する返還方法の番号を○で囲んでください。

(20ページ)

公務員共済独自項目
厚生年金からの所得控除(障害控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除)を希望される方は、下記の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。
氏名(フリガナ) 続柄 生年月日 障害 所得控除(障害者控除) 所得控除(配偶者控除) 所得控除(扶養控除) 所得控除(寡妻・寡夫) 所得控除(寡母・寡父) 所得控除(障害者控除) 所得控除(配偶者控除) 所得控除(扶養控除) 所得控除(寡妻・寡夫) 所得控除(寡母・寡父)

(22ページ)

私学共済独自項目
退職一時金返還について
希望する返還方法(1または2)を○で囲んでください。
3ページに印字されていない私学共済の加入期間について

(24ページ)

老齢を支給事由とする年金は、所得税法上では「雑所得」として課税の対象となり年金支給のつど源泉徴収されます。
CL014 令和 年 分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
受給者の状況
扶養親族等の状況

(26ページ)

4 請求手続き窓口

平成27年10月1日以降に受給権が発生する方の手続きは、原則「ワンストップサービス」の対象となりました。(障害年金を除く)

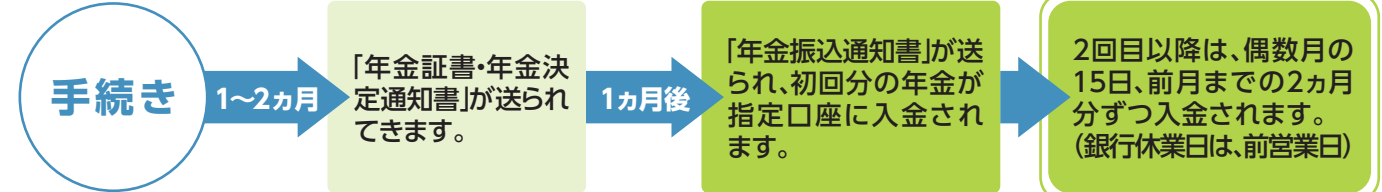
「ワンストップサービス」
種別が複数の加入期間をお持ちの方は、1つの実施機関の手続きのみで大丈夫です。(受取金融機関を、別々に指定することも可能です)すべての窓口(年金事務所・街角年金相談センター・共済組合等)で手続きが可能になりました。

厚生年金の加入期間がある場合	年金事務所	
厚生年金 + 共済年金 + 国民年金の加入期間がある場合	すべての窓口	
共済年金のみの加入期間がある場合(ワンストップサービスの対象外)	共済組合	
国民年金のみの加入期間がある場合	第1号被保険者期間のみ 第3号被保険者期間がある場合	市区町村窓口 年金事務所
厚生年金基金の加入期間がある場合	10年以上加入 10年未満加入	加入していた厚生年金基金 企業年金連合会(P.29参照)

※厚生年金基金から、通常請求用紙が郵送されてきます。基金への届出住所が違っている方は届きませんので、ご自身で連絡する必要があります。

5 年金の振込時期

請求手続きが完了して、年金が入金されるまで約2~3ヵ月かかります。



6 年金を受け取る金融機関を変更するとき

年金を受け取る金融機関を変更する場合は、「年金受給権者受取機関変更届」に必要事項をご記入のうえ、年金事務所、年金相談センター、もしくはふくぎんにご提出ください。(P.27~28参照)

年金受給権者 受取機関変更届
(兼 年金生活者支援給付金 受取機関変更届)
令和 0 年 00 月 00 日 提出
①個人番号(または基礎年金番号) 000000000000
②生年月日 000000
受給権者氏名 フクギン タロウ 福銀太郎
住所 (フリガナ) フクオカ フクオカ チュウオウ 福岡 福岡 中央 町 1-1-10
金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 福岡銀行の印
⑦支払局コード 010160
⑧貯金通帳の口座番号 0177
⑨貯金通帳の口座番号 00000000

年金を受け取る金融機関を変更するときは金融機関の証明を受けてください。

※共済年金受給者の方は、それぞれの共済組合でのお手続きとなりますので各共済組合に直接お問い合わせください。

● 資料①

福岡県内の年金事務所一覧

【受付時間】 平日(原則月曜日以外) / 8:30~17:15
 月曜日(休日明けの初日) / 8:30~19:00
 第2土曜日 / 9:30~16:00

*年金のご相談・請求手続きは管轄区域を問わず、どの年金事務所でも行うことができます。

各年金事務所では、予約制による年金相談を実施しています。

東福岡年金事務所
 〒812-8657 福岡市東区馬出3-12-32
 管轄地域:東区・宗像市・古賀市・糟屋郡・福津市
 お客さま相談室 ☎092-651-7967

博多年金事務所
 〒812-8540 福岡市博多区博多駅東3-15-23
 管轄地域:博多区
 お客さま相談室 ☎092-474-0012

中福岡年金事務所
 〒810-8668 福岡市中央区大手門2-8-25
 管轄地域:中央区
 お客さま相談室 ☎092-751-1232

西福岡年金事務所
 〒819-8502 福岡市西区内浜1-3-7
 管轄地域:城南区・早良区・西区・糸島市
 お客さま相談室 ☎092-883-9962

南福岡年金事務所
 〒815-8558 福岡市南区塩原3-1-27
 管轄地域:南区・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・朝倉市・朝倉郡・那珂川市
 お客さま相談室 ☎092-552-6112

久留米年金事務所
 〒830-8501 久留米市諏訪野町2401
 管轄地域:久留米市・八女市・筑後市・大川市・小都市・うきは市・三井郡・三潴郡・八女郡
 お客さま相談室 ☎0942-33-6192

小倉南年金事務所
 〒800-0294 北九州市小倉南区下曾根1-8-6
 管轄地域:小倉南区・行橋市・豊前市・京都市・築上郡
 お客さま相談室 ☎093-471-8873

小倉北年金事務所
 〒803-8588 北九州市小倉北区大手町13-3
 管轄地域:小倉北区・門司区
 お客さま相談室 ☎093-583-8340

八幡年金事務所
 〒806-8555 北九州市八幡西区岸の浦1-5-5
 管轄地域:八幡東区・八幡西区・若松区・戸畑区・中間市・遠賀郡
 お客さま相談室 ☎093-631-7962

直方年金事務所
 〒822-8555 直方市知古1-8-1
 管轄地域:直方市・飯塚市・田川市・鞍手郡・嘉穂郡・田川郡・嘉麻市・宮若市
 お客さま相談室 ☎0949-22-0891

大牟田年金事務所
 〒836-8501 大牟田市大正町6-2-10
 管轄地域:大牟田市・柳川市・みやま市
 お客さま相談室 ☎0944-52-5294

その他の年金相談・請求手続き窓口

街角の年金相談センター 北九州
 〒806-0036 北九州市八幡西区西曲里町2-1
 黒崎テクノプラザ1 1階
 ※お電話による年金相談および窓口の電話予約は受け付けていません。
 お問い合わせ先 ☎093-645-6200

予約受付専用電話
 TEL 0570-05-4890
 (ナビダイヤル)
 050で始まる電話でおかけになる場合は
 TEL 03-6631-7521 (一般電話)

【受付時間】 月~金曜日(平日) / 8:30~17:15
 ※土日祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

一般の年金相談は「ねんきんダイヤル」へ
 TEL 0570-05-1165
 (ナビダイヤル)
 一部IP電話からは、TEL 03-6700-1165

【受付時間】 平日(原則月曜日以外) / 8:30~17:15
 月曜日(休日明けの初日) / 8:30~19:00
 第2土曜日 / 9:30~16:00

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ナビダイヤルの通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額発信者負担となります。
- IP電話(03-6700-1165)の通話料金は、全額発信者負担となります。
- 休日明けなどは大変電話が混み合い、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。
- お電話をいただく際には、基礎年金番号または年金証書番号をお知らせください。

各共済組合お問い合わせ先一覧 (年金相談窓口)

国家公務員共済組合連合会	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎	TEL 03-3265-8155
地方職員共済組合	〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル	TEL 03-3261-9850
全国市町村職員共済組合連合会	〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地	TEL 03-5210-4608
公立学校共済組合	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5	TEL 03-5259-1122
警察共済組合	〒102-8588 東京都千代田区三番町6-8	TEL 03-5213-7570
日本私立学校振興・共済事業団	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5	TEL 03-3813-5321
農林漁業団体職員共済組合	〒110-8580 東京都台東区秋葉原2-3 日本農業新聞本社ビル	TEL 03-6260-7800
日本鉄道共済組合	〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー	TEL 045-222-9512
NTT企業年金基金事務センター	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-6-2 アーバンネット神田ビル	フリーダイヤル 0120-372-547
日本たばこ産業共済組合	〒105-0021 東京都港区東新橋2-14-1 NBFコモディオ汐留 6F	TEL 03-6634-3120

年金基金

企業年金連合会	〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階	TEL 0570-02-2666 ※IP電話からは、TEL 03-5777-2666
全国国民年金基金福岡支部	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-1-1 博多新三井ビル11階	フリーダイヤル 0120-65-4192

令和4年4月 現在

資料②

福岡県内のハローワーク(公共職業安定所)一覧

ハローワーク福岡中央	〒810-8609 福岡市中央区赤坂1-6-19	TEL 092-712-8609	管轄地域:中央区、博多区、城南区、早良区、南区(那の川1・2丁目)、糟屋郡(宇美町、志免町、須恵町)
ハローワーク福岡東	〒813-8609 福岡市東区早6-1-1	TEL 092-672-8609	管轄地域:東区、宗像市、福津市、古賀市、糟屋郡(篠栗町・新宮町・久山町・粕屋町)
ハローワーク福岡南	〒816-8577 春日市春日公園3-2	TEL 092-513-8609	管轄地域:南区(那の川1・2丁目除く)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
ハローワーク福岡西	〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南3-8-10	TEL 092-881-8609	管轄地域:西区、糸島市
ハローワーク朝倉	〒838-0061 朝倉市菩提寺480-3	TEL 0946-22-8609	管轄地域:朝倉市、朝倉郡
ハローワーク久留米	〒830-8505 久留米市諏訪野町2401	TEL 0942-35-8609	管轄地域:久留米市(城島町を除く)、小郡市、うきは市、三井郡
ハローワーク八女	〒834-0023 八女市馬場514-3	TEL 0943-23-6188	管轄地域:八女市、筑後市、八女郡
ハローワーク久留米 大川出張所	〒831-0041 大川市大字小保614-6	TEL 0944-86-8609	管轄地域:大川市、久留米市(城島町)、三潴郡
ハローワーク大牟田	〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3	TEL 0944-53-1551	管轄地域:大牟田市、柳川市、みやま市
ハローワーク直方	〒822-0002 直方市大字頓野3334-5	TEL 0949-22-8609	管轄地域:直方市、宮若市、鞍手郡
ハローワーク飯塚	〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1	TEL 0948-24-8609	管轄地域:飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
ハローワーク田川	〒826-8609 田川市弓削田184-1	TEL 0947-44-8609	管轄地域:田川市、田川郡
ハローワーク小倉	〒802-8507 北九州市小倉北区萩崎町1-11	TEL 093-941-8609	管轄地域:小倉北区、小倉南区
ハローワーク八幡 戸畑分庁舎	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F	TEL 093-871-1331	管轄地域:戸畑区
ハローワーク八幡	〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ6F	TEL 093-622-5566	管轄地域:八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡
ハローワーク小倉 門司出張所	〒800-0004 北九州市門司区北川町1-18	TEL 093-381-8609	管轄地域:門司区
ハローワーク八幡 若松出張所	〒808-0034 北九州市若松区本町1-14-12 若松港湾合同庁舎1F	TEL 093-771-5055	管轄地域:若松区
ハローワーク行橋	〒824-0031 行橋市西宮市5-2-47	TEL 0930-25-8609	管轄地域:行橋市、京都郡、築上郡(築上町)
ハローワーク行橋 豊前出張所	〒828-0021 豊前市大字八屋322-70	TEL 0979-82-8609	管轄地域:豊前市、築上郡(吉富町、上毛町)

令和4年4月 現在